

2016年度予算要求の回答書(その3)

2016年度(平成28年度)予算要求書の回答書です。
今回は 1. 医療・福祉の充実を⑩～⑯ です。

1. 医療・福祉の充実を

- ⑩ 障害者の雇用拡大を企業に働きかけ、法定雇用率の達成を求め、優良企業の顕彰を行うこと。(産業振興課)

障がい者の雇用拡大につきましては、障がい者の生活の安定と社会的自立を促すとともに、障がい者を雇用する事業主の経営負担の軽減を図るため、一定の条件の下、事業主に対して障害者雇用奨励交付金を交付しております。

また、法定雇用率の達成に向け、あつぎビジョン等を通して、企業や市民の皆様には障がい者の雇用について御理解いただけるよう周知に努めております。

障がい者の雇用拡大に係る優良企業の顕彰につきましては、今後の研究課題としてまいります。

- ⑪ 障害者の自動車ガソリン助成事業・福祉タクシー事業については利用者の声をよく聞き、改善すること。(障がい福祉課)

自動車ガソリン助成及び福祉タクシー事業につきましては、在宅の重度障がい者等の日常生活の利便と生活圏の拡大に寄与することを目的として実施しており、交付に当たりましては、自動車ガソリン購入券と福祉タクシー利用券の選択制としております。特に自動車ガソリン助成につきましては、県内の近隣市で実施していない市もある中、本市では、身体障害者手帳1、2級(視覚障がい、じん臓機能障がいの方は、3級まで)、知能指数35以下及び身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の方も対象

に実施しておりますが、より良い制度となるよう今後も研究してまいります。

- ⑫ 生活保護の申請に関しては親身な相談を行い、申請しやすくすること。可能な限り早期の支給を行うこと。また、扶養照会については慎重かつ適正な対応をすること。(生活福祉課)

生活保護の相談につきましては、来庁された当日に受け付けており、相談者の生活状況や健康状況等をお聞きし、「生活保護のしおり」を手渡しするとともに、保護制度の説明も行っているところです。

しかし、相談内容には様々なケースがあり、資産の活用、親族による金銭援助、他の制度等を手続きすることにより、生計維持が可能であると判断できる場合には、生活保護法第4条の規定に基づき、その手続きを優先的に行っていただくようお願いすることもあります。

また、相談者が生活保護の申請意思を示された場合には、申請権を侵害することのないよう、申請書等の関係書類を交付し、速やかに申請を受けるとしております。なお、生活保護の開始及び決定につきましては、法定期限にかかわらず、早期に生活保護費が支給できるよう迅速な処理に努め、保護の決定に係る扶養義務者に対する通知につきましても、可能な限り扶養義務者に誤解や不快等を与えることがないよう、通知等の内容について昨年、検討・見直しを行ったところですが、今後も必要に応じて、改善に努めてまいりたいと考えております。

- ⑬ 生活保護基準の引き下げに伴い、転居等

の強要をしないこと。生活保護受給者の年齢、健康などを含む生活状況を考慮し、親身な相談を行うこと。(生活福祉課)

昨年7月1日に見直された住宅扶助基準の内容を、現在、生活保護受給者に対して説明を行い、居住の安定に向けた助言・指導等を行っております。

その中で、住宅扶助につきましては、経過措置等が適用できる場合、昨年7月以降最初の契約更新日までは旧家賃で認定しているため、転居等を強要しておりません。しかし、契約更新後、新基準で家賃を認定したことにより生活費が圧迫されてしまう場合は、従前と同様に転居を指導しております。

また、高齢者や障がい者の方につきましては、生活状況や身体状況に応じ、引き続き安心して生活ができるよう配慮しております。

- ⑭ 生活保護受給者の生活実態の把握や相談の充実および職員の負担軽減のため、人員の配置を拡充すること。(生活福祉課)

生活保護受給者の生活実態等の把握のため社会福祉法では、現業員(ケースワーカー)の配置数を生活保護受給世帯240世帯までを3人とし、80世帯増すごとに1人加えるよう定めております。本市においては、12月1日時点で2,086世帯に対して26人を配置しているため、現在のところ法定数(世帯数2,080~2,159は26人)を充足しており、今後も不足が生じないよう適正な配置に努めてまいります。

また、生活保護受給者以外の相談につきましては、現業員の負担を軽減するため、相談員を1人追加し、



対応しております。

- ⑮ 厚木市立病院が建設中であることから、安全第一を心掛け、引き続き患者・利用者、周辺住民への配慮を行うこと。

(病院整備課)

新病院建設事業につきましては、平成28年度にB棟及び外構工事の完成を予定しています。

平成28年度11月からの外構工事の関係で、病院内の駐車場の確保ができないことから、交通誘導員を配置するとともに、院内の誘導につきましても、分かりやすく案内するなどの工夫を加え、患者を始めとする病院利用者の皆様の利用環境を整えてまいります。

また、周辺住民の皆様には、これまでのとおり定期的な説明会を開催し、工事の進捗状況や計画・工程等を説明し、御理解と御協力をいただけるよう努めてまいります。さらに、工事に当たっては、安全第一を心掛け、引き続き、施工業者を指導・監督するとともに、利用者等の安全確保に努めてまいります。

- ⑯ 新病院の全面オープンに向け、医療スタッフ並びに事務職員の確保・充実を図ること。(経営管理課)

医療スタッフ並びに事務職員の確保等につきましては、新病院建設に伴い、既存の機能の強化や新たな機能を整備するため、引き続き、採用計画に基づき適正な職員数の確保に努めてまいります。

4月の法律相談

4月27日(水) 1時半~

前日迄の連絡を!